

寒河江市建設工事等低入札価格調査制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、寒河江市が発注する建設工事（以下「工事」という。）並びに工事に係る調査、設計及び測量等の業務委託（以下「業務委託」という。）の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）並びに寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号。以下「規則」という。）第19条及び第19条の2の規定に基づき落札者を決定するために行なう調査（以下「低入札価格調査制度」という。）に関し、必要な手続きを定めるものとする。

(対象となる工事及び業務委託)

第2条 この要領の対象となる工事及び業務委託は、低入札価格調査制度の対象となる工事及び業務委託で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 競争入札に付する工事で、設計金額（消費税及び地方消費税を含まないもの。以下同じ。）が1,000万円以上のもの（以下「対象工事」という。）とする。
- (2) 競争入札に付する業務委託で、設計金額（消費税及び地方消費税を含まないもの。以下同じ。）が100万円以上のもの（以下「対象業務委託」という。）とする。

(調査基準価格)

第3条 契約担当者（規則第2条第3号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、対象工事又は対象業務委託を入札に付す場合は、あらかじめ発注案件ごとに、応札された価格では当該対象工事又は対象業務委託に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを調査する基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるとともに、予定価格書に当該調査基準価格を記載するものとする。

(調査基準価格の算定等)

第4条 対象工事における調査基準価格は、次の各号の規定により算定した額とする。

- (1) 設計金額を算出するときの基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該設計金額に10分の9を乗じて得た額とし、設計金額に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該設計金額に10分の7を乗じて得た額とする。

◆ 建設工事（建築工事を除く）

- ア 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額相当額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

◆ 建築工事

- ア 直接工事費から現場管理費相当額を除いた額に10分の9.5を乗じて得た額
- イ 共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費に現場管理費相当額を加えた額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

※ 建築工事における現場管理費相当額とは、建築物の解体工事、建築工事に関連する昇降機設備工事および工事費の過半が機器設置費である建築設備工事の場合、直接工事費に10分の2を乗じて得た額。これを除く建築工事、建築電気設備工事および建築機械設備工事の場合は、直接工事費に10分の1を乗じて得た額とする。

(2) 対象工事における調査基準価格が、工事の性質上、前号に規定する算出方法により難しいものについては、前号の規定にかかわらず、対象工事ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で適宜の割合を当該対象工事の設計金額に乗じて得た額とする。

2 対象業務委託における調査基準価格は、次の各号の規定により算定した額とする。

(1) 次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる設計金額の合計額。ただし、その額が設計金額に同表の設定上限の欄に掲げる割合を乗じて得た額を超える場合にあっては、設定上限の割合を乗じて得た額とし、その額が設計金額に同表の設定下限の欄に掲げる割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては、設定下限の割合を乗じて得た額とする。

業種区分	算出基礎	設定上限	設定下限
(1) 測量業務	ア 直接測量費の額	10分の8	10分の6
	イ 諸経費(間接測量費と一般管理費等の合計額)相当額に10分の4.5を乗じて得た額		
	ウ 測量調査費が含まれる場合は、測量調査費の額		
(2) 地質調査業務	ア 直接調査費の額	10分の8.5	3分の2
	イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額		
	ウ 諸経費(業務管理費と一般管理費等の合計額)相当額に10分の4.5を乗じて得た額		
	エ 解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分の額に10分の8を乗じて得た額		
(3) 土木コンサルタント	ア 直接人件費の額	10分の8	10分の6
	イ 直接経費の額		
	ウ その他原価に10分の9を乗じて得た額		
	エ 一般管理費に10分の4.5を乗じて得た額		
(4) 建築コンサルタント(工事監理業務を含む。)	ア 直接人件費の額	10分の8	10分の6
	イ 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額		
	ウ 特別経費の額		

	エ 諸経費相当額に 10 分の 6 を乗じて得た額		
(5) 補償関係コンサルタント(工事損失調査業務を含む。)	ア 直接人件費の額	10 分の 8	10 分の 6
	イ 直接経費の額		
	ウ その他原価に 10 分の 9 を乗じて得た額		
	エ 一般管理費に 10 分の 4.5 を乗じて得た額		

(2) 入札に付する業務委託が複数の業務の種類を含むときは、それぞれの業務の種類について算定した額を合計した額とする。

(3) 対象業務委託における調査基準価格が、業務委託の性質上、前 2 号に規定する算出方法により難しいものについては、前 2 号の規定にかかわらず、対象業務委託ごとに 10 分の 6 から 10 分の 8 まで（地質調査業務にあつては 3 分の 2 から 10 分の 8.5 まで）の範囲内で適宜の割合を当該対象業務委託の設計金額に乗じて得た額とする。

3 対象工事又は対象業務委託を担当する課等の長（以下「担当課長」という。）は、対象工事にあつては、競争入札に付する工事に係る低入札基準価格計算書（様式第 1 号）、対象業務委託にあつては、競争入札に付する業務委託に係る低入札基準価格計算書（様式第 2 号）を作成するものとする。

（入札参加者への周知）

第 5 条 契約担当者は、対象工事の入札に係る入札公告には低入札価格調査制度を適用する旨を記載するとともに、入札説明書又は指名通知に次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度を適用すること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行なった上で落札するか否かを決定すること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格の入札者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならないこと。
- (4) 調査基準価格を下回る価格の入札者は、調査の結果により落札者とならない場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回る価格で契約が行なわれた場合は、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務は認めないこと。

2 契約担当者は、対象業務委託の入札に係る指名通知に次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札調査価格制度を適用すること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行なった上で落札するか否かを決定すること。
- (3) 調査基準価格を下回る価格の入札者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならないこと。
- (4) 調査基準価格を下回る価格の入札者は、調査の結果により落札者とならない場合があること。

(調査価格を下回る価格による入札があった場合の対応)

第6条 入札執行者は、対象工事又は対象業務委託の入札において最低価格が調査基準価格を下回った場合は、落札の決定を保留するとともに、入札参加者全員に対してその旨を宣言し、落札者は後日決定する旨を告知して入札を終了するものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により落札の決定を保留した場合は、調査基準価格を下回る価格の入札参加者全員に対し、次の各号に掲げる事項を告知するものとする。

- (1) 低入札価格調査制度に基づく調査対象となること
- (2) 落札決定を受けるためには、調査に応じなければならないこと。
- (3) 調査は、当該対象工事又は当該対象業務委託の担当課長が所管すること。

3 入札執行者は、第1項の規定により落札の決定を保留した場合は、入札終了後直ちに当該工事又は当該業務委託の担当課長にその旨を報告するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 担当課長は、前条第3項の報告を受けたときは、当該最低価格の入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)について、当該入札価格では当該対象工事又は当該対象業務委託の契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて調査するものとする。

2 前項の対象工事についての調査は、積算内訳書を提出させ、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 対象工事の施工箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械及び手持設備の状況
- (8) 労務者の具体的な供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績の状況
- (10) 建設副産物の拠出地
- (11) 経営内容
- (12) 経営状況(取引金融機関、保証会社等へ照会するものとする。)
- (13) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、納税状況、その他)
- (14) その他必要な事項

3 第1項に規定する対象業務委託の調査については、積算内訳書を提出させ、次に掲げる事項について行なうものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 対象業務委託に係る人員配置計画、その他当該業務の実施体制
- (3) 手持業務委託の状況
- (4) 外注計画
- (5) 過去に受注した公共工事に係る業務委託名、発注者及び履行状況

- (6) 経営内容
- (7) 経営状況（取引金融機関等へ照会するものとする。）
- (8) 信用状況（貸金不払の状況、納税状況、その他）
- (9) その他必要な事項
（失格数値基準）

第8条 担当課長は、対象工事又は対象業務委託において調査基準価格を下回る入札を行なったすべての者について、その者が提出した積算内訳書に基づき、次条に定める失格基準に該当するかどうかを確認するものとする。

- 2 前項に規定する者で、次条に定める失格基準に該当する入札者又は積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない入札者は、失格とする。

（数値的判断における失格基準）

第9条 対象工事にかかる前条第1項に規定する失格基準は、低入札価格調査時に提出した積算内訳書に計上されている経費の額のいずれかが、当該対象工事にかかる設計金額算出の基礎となった当該経費の額に、次の各号に定める率を乗じて得た経費の額に満たない場合とする。

- (1) 直接工事費 75パーセント
- (2) 共通仮設費相当額 75パーセント
- (3) 現場管理費相当額 75パーセント
- (4) 一般管理費 50パーセント

- 2 対象工事にかかる直接工事費の失格基準が、工事の性質上前項第1号に定める率により難しいものについては、前項第1号の規定にかかわらず、65パーセントから75パーセントまでの範囲内の適宜の率を用いることができる。

- 3 対象業務委託にかかる前条第1項に規定する失格基準は、業務の種類ごとに、低入札価格調査時に提出した積算内訳書に計上されている各経費の額のいずれかが、当該対象業務委託にかかる設計金額算出の基礎となった当該経費の額に、次の各号に定める率を乗じて得た経費の額に満たない場合とする。

- (1) 測量業務

- ア 直接測量費 80パーセント
- イ 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント
- ウ 測量調査費 80パーセント

- (2) 地質調査業務

- ア 直接調査費、間接調査費 75パーセント
- イ 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 50パーセント
- ウ 解析等調査業務費 65パーセント

- (3) 土木コンサルタント

- ア 直接人件費 90パーセント
- イ 直接経費 90パーセント
- ウ その他原価 90パーセント
- エ 一般管理費 30パーセント

- (4) 建築コンサルタント（工事監理業務を含む。）

- ア 直接人件費 90パーセント
 - イ 技術経費 60パーセント
 - ウ 諸経費相当額 60パーセント
- (5) 補償関係コンサルタント（工事損失調査業務を含む。）
- ア 直接人件費 90パーセント
 - イ 直接経費 90パーセント
 - ウ その他原価 90パーセント
 - エ 一般管理費 30パーセント

（契約審査委員会への付議）

第10条 担当課長は、前条の調査結果を寒河江市契約審査委員会（以下「審査会」という。）へ付議するものとする。

（落札者の決定及び通知）

- 第11条 入札執行者は、前条の審査会による審議の結果について寒河江市契約審査委員会規程第5条の規定による通知を受け、当該最低価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、直ちに最低価格入札者を落札者と決定するものとする。
- 2 入札執行者は、前項の通知を受け、当該最低価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格により入札した他の者のうち最低の価格により入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条から本項までの規定を準用する。
- 3 契約担当者は、第1項の規定により最低価格入札者を落札者と決定したときはその旨を、前項の規定により次順位者を落札者としたときは、最低価格の入札者に対して落札者とせず次順位者が落札者となった旨を入札者全員に低入札調査基準価格を下回った入札に係る審査結果並びに落札者の決定について（様式第3号）により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

（平成23年10月1日以降に指名通知するものから適用する。）

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。